

農業用施設のための農地転用届出書

年 月 日

井原市農業委員会会長 殿

ふりがな
届出者 氏名
(電話番号)

下記のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定による農地の転用をしたいので、届出します。

記

| | | | | | | | | |
|--------------|--|---|---|----|---------------------|-----------------------|------------------------------------|--|
| 1 申請者の住所等 | 住 所 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 2 転用する土地の所在等 | 土地の所在 (町・字) | 地 番 | 地目 | | 面積(m ²) | 耕作者の 氏 名 | 市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区域の別 | |
| | 町 | 番 | 登記簿 | 現況 | | | | |
| | 字 | | | | | | | |
| | 計 m ² (田 m ² 、畑 m ²) | | | | | | | |
| 3 転用計画 | (1) 転用事由の詳細 | 用途(いずれかに○印) | 事由の詳細(いずれかに○印) | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・農道 ・農業用排水路 ・農業用倉庫 ・畜舎 ・その他 () | <ul style="list-style-type: none"> ・自らが耕作する他の農地の保全のための農業用施設に供するため ・自らが耕作する他の農地の利用の増進のための農業用施設に供するため ・自らの農作物の育成の事業のための農業用施設に供するため ・自らの養畜の事業のための農業用施設に供するため | | | | | |
| | (2) 工事計画 | 着工 年 月 日から 完了 年 月 日まで | | | | | | |
| | (3) 施設の概要 | 工事計画 | 内容及び数 | | | 建築面積(m ²) | 所要面積(m ²) | |
| | | 土地造成 | / | | | / | | |
| 建築物 | | | | | | | | |
| 工作物 | | | | | | | | |
| 計 | | / | | | / | | | |

○農業用施設を設置するには

農地を転用する場合は、原則として農地転用許可を受けなければなりません。一定の要件を満たす農業用施設を設置する場合は、許可は不要です。ただし、許可が不要なものであっても、転用事業を農業委員会が把握するために、農地転用届出書の提出をお願いします。

※農地転用許可が不要な農業用施設でも、建築確認申請や宅地造成許可などが必要なことがあります。必要な手続きについて、都市施設課で確認してください。

○農地転用許可が不要な農業用施設とは

農地転用許可が不要な農業用施設は次の場合です（農地法施行規則第29条第1号の規定による農地の転用に該当する場合）。これに該当しない場合は、農地転用許可を受ける必要があります。

耕作の事業を行う者が、

- ・その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全のための農業用施設に供する場合
- ・その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の利用の増進のための農業用施設に供する場合
- ・その農地（200㎡未満のものに限る。）をその者の農作物の育成の事業のための農業用施設に供する場合
- ・その農地（200㎡未満のものに限る。）をその者の養畜の事業のための農業用施設に供する場合

○届出の時期・場所

着工の1か月前までに、農地転用届出書（1部）及び添付書類を農業委員会事務局（市役所農林課・芳井支所・美星支所）へ提出してください。書類に不備がある場合は、受理できない場合がありますので、事前にご相談ください。

○添付書類

農地転用届出書には、次の書類を添付してください。

| 添 付 書 類 | 窓 口 | 提出部数 |
|--|----------------------|------|
| 土地改良区 又は の意見書 又は水利組合 | 改良区事務所 又は 水利組合 | 1部 |
| 位置図（住宅地図等に届出地の位置を示したもの） | | 1部 |
| 土地利用計画図（施設の配置・面積、擁壁や排水経路を示した平面図や造成断面図） | | 1部 |
| ※建物を設置する場合は、施設の概要がわかる図面（農業用倉の場合は、収納する物の種類・数量を記載） | | 1部 |
| ※分筆登記を行わずに土地の一部のみ転用するときは、 地籍図（写） 届出地を含めた周辺土地の 又は 公図（写） （転用する部分ができるように書き込んでください） | 地籍閲覧室 又は 法務局 | 1部 |
| ※2か月以内に分筆や相続登記を行ったときは、届出地の土地登記全部事項証明書（登記簿謄本）（写） | 法務局 | 1部 |
| 土地登記上の所有者住所・氏名が、住民票上の住所・氏名と異なる場合は、変更の繋がりがわかる住民票抄本等（写） | 市民課 | 1部 |
| 地上権、質権等転用の妨げとなる権利が登記されている場合は権利者等の抹消同意書又は転用同意書 | | 1部 |

農地転用意見書

年 月 日

土地改良区

水利組合

本土地改良区

内の農地の転用につき、転用組合員から意見書の交付申請があったので、

本水利組合

下記のとおり意見を述べます。

記

1 転用農地の所在地

| 町名 | 字 | 地番 | 地目 | 面積 |
|-------|---|----|----|----------------|
| 井原市 町 | | | | m ² |
| 井原市 町 | | | | m ² |
| 井原市 町 | | | | m ² |
| 井原市 町 | | | | m ² |
| 井原市 町 | | | | m ² |

2 転用組合員及び転用関係者

| |
|--------------|
| 転用組合員（土地所有者） |
| |

3 地区除外等協議

協議済

協議未済

協議不要

4 土地改良施設（かんがい排水施設，農道，農業用水路等との調整）

適当

不適當

（不適當のときはその理由）

5 受益面積による調整

適当

不適當

（不適當のときはその理由）

6 取水，排水が周辺農地に及ぼす影響

悪影響なし

悪影響がある

（悪影響があるときはその詳細）